

報道関係者各位

令和3年10月12日（火）

【照会先】

山口労働局雇用環境・均等室

室長補佐 佐伯 信治

指導主任 伊勢屋 健一

電話 (083) 995-0390

子育てサポート企業として

東ソー株式会社をプラチナくるみん認定！

～中国地方の製造業のプラチナくるみん認定は初～

山口労働局（局長 むらい かんや 村井 完也）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、優良な「子育てサポート企業」として、「東ソー株式会社（所在地：周南市、代表取締役社長 やまもと としのり 山本 寿宣）」を特例認定（プラチナくるみん認定）しましたので、公表します。

東ソー株式会社は、従来から従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組み、平成28年9月に「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けており、さらに高い水準の取組を行った結果、今般、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けました。

この度の認定により、山口県内のプラチナ認定企業は2社となりました。



★とう東ソー株式会社★

代表者：代表取締役社長 やまもと としのり 山本 寿宣

主たる事業：製造業（化学製品）

所在地：山口県周南市開成町 4560

労働者数：3,980人（認定申請時）

★「くるみん」とは・・・

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定・実施、一定の基準を満たし、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けた場合に、表示できる「認定マーク」です。

星の数はこれまでの認定回数、上部に最新の認定年が表示されます。



★「プラチナくるみん」とは・・・

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、認定（くるみん認定）を受けている企業のうち、さらに高い水準の取組を行っている企業が、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の特例認定を受けた場合に、表示できる「特例認定マーク」です。



○ くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けると・・・

くるみん認定、プラチナくるみん認定を受けた企業は、それぞれ「認定マーク（愛称：くるみん）」「特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）」を商品、広告、求人広告などに表示し、子育てサポート企業であることをPRすることができ、企業イメージの向上や、優秀な労働者の採用・定着を図ることができます。

〈添付資料〉

資料1 認定企業の取組概要

資料2 くるみん認定、プラチナくるみん認定について

資料3 『認定マークを取得しませんか？ 山口労働局からのお知らせ！』（認定制度の紹介資料）

とう 東ソー株式会社

代 表 者：代表取締役社長 やまもと としのり 山本 寿宣
主 たる 事 業：製造業（化学製品）
所 在 地：山口県周南市開成町 4560
従 業 員 数：3,980 人（男性 3,567 人、女性 413 人）
く る み ん 認 定：平成 28 年 9 月 23 日
プ ラ チ ナ く る み ん 認 定：令和 3 年 9 月 13 日



1 一般事業主行動計画期間

平成 28 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

2 目 標

- ワーク・ライフ・バランス推進のため、所定外労働削減、並びに年次有給休暇取得促進（令和元年 7 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日の期間、年次有給休暇の平均取得率を全従業員 78%以上、内常昼勤務者 67%以上）を図る。
- 女性従業員の更なる活躍推進のため、ポジティブ・アクションを実施、併せて看護休暇の有給化を図る。
- 男性従業員の育児参加促進のため、出産育児休暇取得率 95%以上、育児休業取得率 13%以上（いずれも企業独自の計算による）、併せて看護休暇の有給化を図る。
- 健康経営の取り組みを推進する。

3 取組結果

- イントラネット等により従業員へ周知、取得推進を図った。
その結果、年次有給休暇の平均取得率は、全従業員 79.2%、内常昼勤務者 70.4% となった。
- 女性従業員の育児休業中の通信教育費用を全額補助し、併せて、平成 30 年より看護休暇を有給化した。
- 男性従業員の出産育児休暇（子の出生から 8 週間以内に取得できる最大 6 日間の有給休暇）を創設、育児休業開始後 5 日を有給化（女性従業員も同じ）し、併せて平成 30 年より看護休暇を有給化した。出産育児休暇取得率は 95.5%、育児休業取得率は 35.2% となった。
- 健康づくり活動を通じた健康管理を実施し、併せて、平成 31 年に健康経営優良法人を意味する、「ホワイト 500」を取得した。

4 仕事と育児の両立支援制度

- 法を上回る制度として、有給の産前産後休業や子が 2 歳に達するまで取得できる育児休業等を導入しており、「妊娠・出産・育児ガイドブック」を作成、同制度を従業員に周知している。
- 柔軟な働き方の推進に向けて、フレックスタイム制度のコアタイムの廃止や在宅勤務制度を導入している。

○ 事業主及び従業員にインタビュー

《事業主の声》

制度の整備・拡充により各々のライフスタイルに応じた働き方・仕組みを提供することが、従業員が安心して働き続け、最大限の能力を発揮することにつながると当社では考えております。そして、これらの制度を気持ちよく活用するためには、職場全体が制度を理解し、制度利用を「お互い様」という感覚で認め合える雰囲気をつくるのが大切です。今後も、仕事と家庭を両立できるような積極的な支援に取り組み、従業員自らが意欲的に働ける環境づくりを目指します。

《育児休業を取得した男性従業員の声》

第二子の出産のときに育児休業を約 1 ヶ月取得しました。取得前は事前に上司に育児休業取得の意思を伝えていたこともあり、業務の引き継ぎがスムーズにできてとても感謝しています。実際に育児をしてみると、思っていた以上に大変なことがわかりとても良い経験をさせて頂きました。

《育児休業を取得した女性従業員の声》

妊娠中は仕事内容をデスクワーク中心に変更していただく等、上司や同僚のご配慮により心身ともに健康な状態で過ごすことができました。復職前には人事部からのフォローもあり、現在は短時間勤務や看護休暇の制度を利用させていただいています。子の病気で急にお休みをいただくときもありますが、周囲の温かいサポートのおかげで、復帰後の仕事も滞りなく進行することができ、とても感謝しています。

くるみん認定、プラチナくるみん認定について

くるみん、プラチナくるみんとは、次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援する会社として認定を受けた企業のマークです。

くるみん、プラチナくるみんを取得するには、下記の基準を満たす必要があります。

くるみん認定基準	プラチナくるみん認定基準
	
<p>① 行動計画策定指針に照らし、適切な一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること。</p> <p>② 行動計画の計画期間が2年から5年であること。</p> <p>③ 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成していること。</p> <p>④ 行動計画を公表し、労働者への周知を行っていること。</p> <p>⑤ 計画期間内に、男性の育児休業等取得について、次の①または②を満たすこと。 ①育児休業等取得率が 7%以上 ②育児休業等取得者の割合+企業独自の育児休暇制度利用者の割合 = 15%以上かつ育児休業等取得者1人以上 <small>(300人以下企業の特例あり)</small></p>	<p>⑤ 計画期間内に、男性の育児休業等取得について、次の①または②を満たすこと。 ①育児休業等取得率が 13%以上 ②育児休業等取得者の割合+企業独自の育児休暇制度利用者の割合 = 30%以上かつ育児休業等取得者1人以上 <small>(300人以下企業の特例あり)</small></p>
<p>⑥ 計画期間内に、女性の育児休業等取得率が 75%以上であること。<small>(300人以下企業の特例あり)</small></p>	<p>⑦ 3歳から小学校入学前までの子を対象とした勤務時間の短縮等の措置を講じていること。</p>
<p>⑧ 長時間労働が恒常化していない。次の①・②いずれも満たしていること。 ①法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45時間未満 ②月平均の法定時間外労働 60時間以上の労働者なし</p>	<p>⑧ 長時間労働が恒常化していない。次の①・②いずれも満たしていること。 ①法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45時間未満 ②月平均の法定時間外労働 60時間以上の労働者なし</p>
<p>⑨ 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。</p>	<p>⑨ ①～③の取組をいずれも実施し、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成していること。 ① 所定外労働の削減 ② 年次有給休暇の取得促進 ③ 短時間制社員制度、在宅勤務、テレワーク その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備</p>
<p>⑩ 関係法令に違反する重大な事実がないこと。</p>	<p>⑩ 計画期間中の女性労働者の継続就業率が次の①又は②を満たすこと。 ① 出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日の在職割合が 90%以上。 ② 出産した女性労働者及び出産予定であったが退職した女性労働者のうち子の1歳誕生日の在職割合が 55%以上。 <small>(300人以下企業の特例あり)</small></p>
	<p>⑪ 子育てをする女性労働者の継続就業のため、能力向上やキャリア形成の支援などの取組計画を策定し、実施すること。</p>
	<p>⑫ くるみん認定基準 ⑩に同じ。</p>

山口県内のくるみん、プラチナくるみん認定企業一覧等

山口労働局雇用環境・均等室

1 くるみん・プラチナくるみん認定企業一覧

(1) くるみん認定企業 (25 社)

(令和3年9月末現在)

	企業名	認定年	業種	所在地
1	株式会社西京銀行	2007年・2010年・2015年	銀行業	周南市
2	医療法人茜会	2008年	病院	下関市
3	医療法人愛の会	2010年・2014年	病院	下関市
4	株式会社ライブス	2012年	美容業	周南市
5	医療法人協愛会阿知須共立病院	2012年・2013年・2015年・2020年	病院	山口市
6	株式会社トクヤマ	2012年	製造業	周南市
7	株式会社中冷	2013年	製造業	下関市
8	医療法人社団青藍会	2013年	病院	山口市
9	医療法人岩国病院	2013年	病院	岩国市
10	宇部興産株式会社	2013年・2015年・2020年	製造業	宇部市
11	社会福祉法人朋愛会	2013年	介護事業	下関市
12	宇部工業株式会社	2014年・2017年	建設業	宇部市
13	社会福祉法人青藍会	2014年	介護事業	山口市
14	山口スバル株式会社	2015年	自動車小売業	山口市
15	国立大学法人山口大学	2015年	大学	山口市
16	有限会社と一か	2015年	介護事業	周南市
17	東ソー株式会社	2016年	製造業	周南市
18	社会福祉法人幸洋福祉会	2018年・2021年	介護事業	下松市
19	社会福祉法人岩国市社会福祉協議会	2018年	社会福祉・介護事業	岩国市
20	有限会社ロータス	2019年	服飾小売業	周南市
21	株式会社奥野工務店	2020年	建設業	山口市
22	株式会社太陽コミュニケーションズ	2020年	フィットネスクラブ	萩市
23	フラワー・ブロスTMS株式会社	2020年	調剤薬局	宇部市
24	株式会社テレトピア	2020年	携帯電話販売業	下関市
25	株式会社イーストウインド	2021年	娯楽業	下関市

(2) プラチナくるみん認定企業 (2 社)

(令和3年9月末現在)

	企業名	認定年	業種	所在地
1	医療法人愛の会	2019年	病院	下関市
2	東ソー株式会社	2021年	製造業	周南市

2 一般事業主行動計画策定届の届出状況 (令和3年9月末)

	山口県
合計	1,303
常時雇用労働者101人以上規模	493
常時雇用労働者100人以下規模	810

※ 次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者数101人以上の企業は、一般事業主行動計画策定届を策定し、都道府県労働局に届出を行う義務があります。

認定マークを取得
しませんか？

山口労働局からのお知らせ！

くるみん・プラチナくるみん認定



「くるみん」認定とは・・・

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

「プラチナくるみん」認定とは・・・

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業で、一定の基準を満たした企業を優良な「子育てサポート企業」として認定する制度です。

「くるみん・プラチナくるみん認定」を受けると・・・

認定マークを、商品、広告、求人広告、自社ホームページ、名刺などに表示し、子育てサポート企業であることをPRできます。

その結果、**企業イメージの向上**、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、**優秀な労働者の採用・定着**が期待できます。



貴社の子育て支援をもっとPRして優秀な人材を確保しませんか？

山口労働局のくるみん認定のホームページはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/jokatsu_ryouritsu.html

詳しくは、**山口労働局 雇用環境・均等室**（TEL：083-995-0390）まで！



えるぼし・プラチナえるぼし認定

「えるぼし」認定とは・・・

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を「女性活躍推進企業」として認定する制度です。

認定は、**基準を満たす項目数に応じて3段階**あります。

「プラチナえるぼし」認定とは・・・

えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした企業を認定する制度です。

「えるぼし・プラチナえるぼし認定」を受けると・・・

認定マークを、商品、広告、求人広告、自社ホームページ、名刺などに表示し、女性活躍推進企業であることをPRできます。その結果、**企業イメージの向上**、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、**優秀な労働者の採用・定着**が期待できます。

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



必見！

※自社の女性の活躍に関する情報公表や、行動計画の外部への公表のツールとしての「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォンでも閲覧できるようになりました。その結果、就活生や転職希望者が移動中や空いた時間に企業情報の収集ができますので、データベース上で自社をアピールすることで優秀な人材を獲得できるチャンスが増えることにもつながります。

スマートフォン版QRコード



女性の活躍推進、男女の働き方の見直しなどに取り組む企業を支援しています。

山口労働局のえるぼし認定のホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/jokatsu_ryouritsu.html

詳しくは、**山口労働局 雇用環境・均等室**（TEL：083-995-0390）まで！



ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。企業のイメージアップが図れ、労働局・ハローワークが認定した企業の情報発信を後押しするなど、人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



「ユースエール認定」を受けると…



認定マークは自社の商品、広告等に表示ができます。また、ハローワークで重点的PRの実施や、「ふるさと山口企業合同就職フェア」への優先案内等のメリットがあります。

貴社の「働きやすい環境」を若者にPRしてみませんか？

認定企業になるには、認定基準を満たす必要があります。

詳しくは「若者雇用促進総合サイト」をご覧ください。

URL : <https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>



詳しくは、山口労働局 職業安定部職業安定課（TEL：083-995-0380）まで！

もにす認定

障害者の雇用の促進や安定に関する取組みなどの優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定します。「もにす」認定企業の認定を受けると、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域での障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取組みが一層推進されることが期待できます。



「もにす認定」を受けると…



認定マークを自社の商品、広告等に表示でき、日本政策金融公庫による低利融資、公共調達における加点評価等のメリットがあります。

貴社の障害者の雇用の促進や安定に関する取組みを知ってもらいませんか？

認定企業になるには、認定基準を満たす必要があります。

詳しくは、下記の「厚生労働省ホームページ」をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



詳しくは、山口労働局 職業安定部職業対策課（TEL：083-995-0383）まで！

山口県内の認定企業は、「山口労働局ホームページ」でご確認ください。

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/riyousha/kigyuu.html>



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

山口労働局

〒753-8510

山口市中河原町6-16

山口地方合同庁舎2号館

雇用環境・均等室（5F）・職業安定部職業安定課（7F）・職業安定部職業対策課（7F）